答 弁 第 一 四 号平成八年四月二十六日受領

内閣衆質一三六第一四号

平成八年四月二十六日

議 院議長 土井たか子殿

衆

衆議院議員山本拓君提出日本の金融制度に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 橋 本 龍 太 郎

衆議 院議! 員 Ш 本拓 君提出日 本の金融 制度に関する質問 に対する答弁書

一の①について

金 融 機 関 の不良債権のディスクロ ージャー については、 これまで金融制度調査会におい て御審議 1 ただ

その範囲、 実施主体、 実施時期等について数度にわたり具体的な提言をいただいており、 大蔵省とし

てはこれらの提言に沿ってその拡充に努めてきたところである。

大蔵省としては、 不良債権のディスクロ ージャー は金融機関経営の透明性を高め、 市場規律により経営

の自 己規正を促すものであ り、 不良債権 の早 期処理を促す上でも大きな意義を有すると考えてい る。 ま

た、 預金者の自己責任 原 則 \mathcal{O} 確立 0) ため の基盤としても重要であると認識 してい

大蔵省としては、 できる限り早期にすべての不良債権 (破綻: 先債権、 延滞債権及び金利減免等債 権 0

開 示が実施され、 市 場規律 の十分な発揮と自己責任原則の徹底を基本とした透明性の高い 金融システ ムが

構築されるよう努めてまいりたいと考えている。

の②について

昨年五月に取りまとめられた金融制度調査会の金融機関のディスクロ ージャー に関する作業部会による

報告 「金融機関 の資産 の健全性に関する情 報開 示範囲の の拡大について」 にお いては、 金融 機 関 のデ 1 スク

口 ジ ヤ] は、 経営 0 自己規正を促すという意義を有するも Oで あ ŋ, 本来各金融 機 関により自 主 的 に 行

われるべきものであるとの考え方が示されている。

不良債権のディスクロ ージャーについては、これを法的に義務付けるというのも一つの考え方である

が、 むしろ、 これまでの自主的開示という基本的な考え方の下で、 各金融機関の積極的な取組を促し、十

分な開示を行わない 金融 機 関 は市場から評価されないという意味における市場機能を活用することが適当

ではないかと考えている。

の③について

不良債 権 のデ イスクロ ージャーについての各金 融機関 の実施状況を見ると、 既に都市 銀行、 長期 信 用 銀

行 及び信 託銀行のうち、 7) わゆる主要二十一行にお いては、 昨年九月期に、 平成八年三月期という当初 \mathcal{O}

予定を前倒しして、 すべての不良債権 の開 示が自主的に行われたところであり、 また、 地方銀行及び第二

地方銀行についても、 昨年九月期において、 破綻先債権に加え、 延滞債権や金利減免等債権を自主的に開

示している例が見られる。

債権 昨年十二月の \mathcal{O} 開 示に つい 金 て、 融 制 地方銀行及び第二地方銀行 度調査会の答申 「金融システム安定化 についてはできるだけ早期に、 のための諸施策」にお また、 いては、 協 同 すべての不良 組 織 金 融 機 関

に して つ は、 ては原則として平成十年三月期までに、 各金融機関においてこの答申の趣旨を踏まえた当該開示の実施がなされることを強く期待してい それぞれ実施 が望まれるとされたところであ ŋ, 大蔵 省と

なお、 これはあくまで最低限の目安であり、 より多くの金融機関が自主的に開示範囲の拡充に努めるこ

とが望ましいと考えている。

る。

デ また、 ス ノンバンクに ジ \mathcal{O} 充実に向けて一層の努力がなされるよう促してまい お ける経営の 健全性の確保という観点から、 ノンバンク業界に対して、 自主的 な

りた

イ

ク

口

]

ヤ

御指 摘 \mathcal{O} 金融機関による虚偽の報告等に対する現行の罰則規定は、 金融機関の経営の健全性及び透明性

考慮して定められているものであり、 \mathcal{O} 確 保の必要性、 ١ ر わ ゆ る金融関係業法における罰則をはじめ刑罰法規全体における均 当該罰則規定の改正の必要性の有無については、 衡等、 これらの諸点を十 様 々な点を

分に検討した上で判断する必要があるものと認識している。

三について

デノミは、 国民各層にわたり幅広く影響を与えるものであることから、 国民の受け止め方、 経済 社会

環境、 実施に伴う技術的困難等を総合的に判断すべき問題であり、 実施する考えはない。

他方、

円の国際化は、

基本的には商慣習、

金利動向、

為替相場観等に基づく取引者間における取引通貨

の選択・決定に依存するものであるが、我が国企業等の為替リスクの管理を容易にすること等から望ま

いことと考えている。 このため、 政府としても、 従来から短期金融市場の整備 拡充等、 各般の環境 整備

を通じて円の国際化を推進してきたところである。

なお、デノミは通貨単位 の変更にすぎず、デノミの実施と円の国際化との因果関係については一義的に

いえるものではないと考えている。